

知財調停の取組について

(令和元年10月)

知財調停のコンセプト

◆ 知財調停のコンセプト

- ビジネスの過程で生じた知的財産権をめぐる紛争について、一定の期日までに提出された資料等に基づき、専門的知見を有する調停委員会の助言や見解を元に、簡易・迅速に解決を図り、また、当事者間の交渉の進展・円滑化を図る。

◆ 知財事件についての調停に対するニーズ

- 訴訟をする意思決定のハードルは高く、レピュテーションリスクもある。知財調停は、訴訟までしなくてもよい事案の場合に使えるツールになると思う。当事者間では合意ができないライセンス交渉や侵害かどうかの議論において、第三者の意見を聞いてみると交渉が進展したり、ビジネス環境が進展すると思われる。調停で決めるかどうかも当事者の意思で決められるので、日本では調停の枠組みで話をするのは有効と思う。(経済団体)
- 交渉の延長上のものとして、自ら合意をするか決められる調停は、柔軟であり、日本になじむと思う。期日を区切るのも、スケジュールを計算でき、ビジネスで重要。裁判所調査官を活用するのも良い。(権利者団体)
- 紛争処理のメニューが増えることは嬉しいことであり、一つのオプションになる。侵害を受けているかどうかという確認のために知財調停を使うことはあると思う。(経済団体)
- 調停は短期間で終わることが多く、費用も抑えられる。仮に調停が不成立になった場合でも、調停の交渉過程で相手方の意図を探ったり、調停人が客観的にどう評価しているかを知ったりすることができるため、その後の紛争解決に大いに役立つ。(法務執行役員)

知財調停の特徴

◆ 知財調停の実施主体

- 当事者間での管轄の合意(東京地方裁判所又は大阪地方裁判所で調停を行う旨の管轄合意書面の作成)により、
東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の知的財産権部において調停委員会を組織し、調停を実施。
- 調停委員会(調停主任+調停委員2名)の構成
 - ✓ 調停主任…東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の知的財産権部の裁判官
 - ✓ 調停委員…知財経験豊富な裁判官OBや弁護士・弁理士

◆ 対象となる紛争

- 当事者間の交渉中に生じた知的財産権をめぐる紛争のうち争点が過度に複雑でないもの。
(特許権侵害の事件以外に、商標、著作権、不正競争防止法等の知的財産権に関する紛争を幅広くカバー。)
- 特定の争点(特定の構成要件充足性、損害額、ライセンス料等)の紛争解決も可能。

◆ 開始時期等の予定

- 本年10月から、東京地方裁判所と大阪地方裁判所で開始。
- 知財調停の利用者に向けて、申立ての留意点等をまとめた審理要領等を裁判所ウェブサイトで公表済み。
東京地裁 http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/l3/Vcms3_00000618.html
大阪地裁 http://www.courts.go.jp/osaka/saiban/tetuzuki_ip/index.html

知財調停の利点

柔軟性

- 解決したい紛争を当事者が設定。調停委員会の見解等を得て調停を終了させ、当事者間で自主的交渉を行うことも可能。

迅速性

- 原則として、3期日の迅速な審理と心証開示。
(当事者のニーズに合わせた審理期間の調整可能)

専門性

- 知財部の裁判官、知財経験豊富な裁判官OB、弁護士・弁理士による知財専門の調停委員会による調停
- 裁判所調査官の利用

非公開

- 申立ての有無も含め手続は当事者のみに公開。

(参考) 民事訴訟について

- 訴訟物に応じて審判対象を設定し、決められた手続で審理。被告の応訴後は訴えの取下げに被告の同意必要。

- 判決を前提に主張と証拠を整理し、適宜、和解勧誘。
- 知財事件の平均審理期間: 12. 3月

- 知財部の裁判官による審理
- 裁判所調査官、専門委員の利用

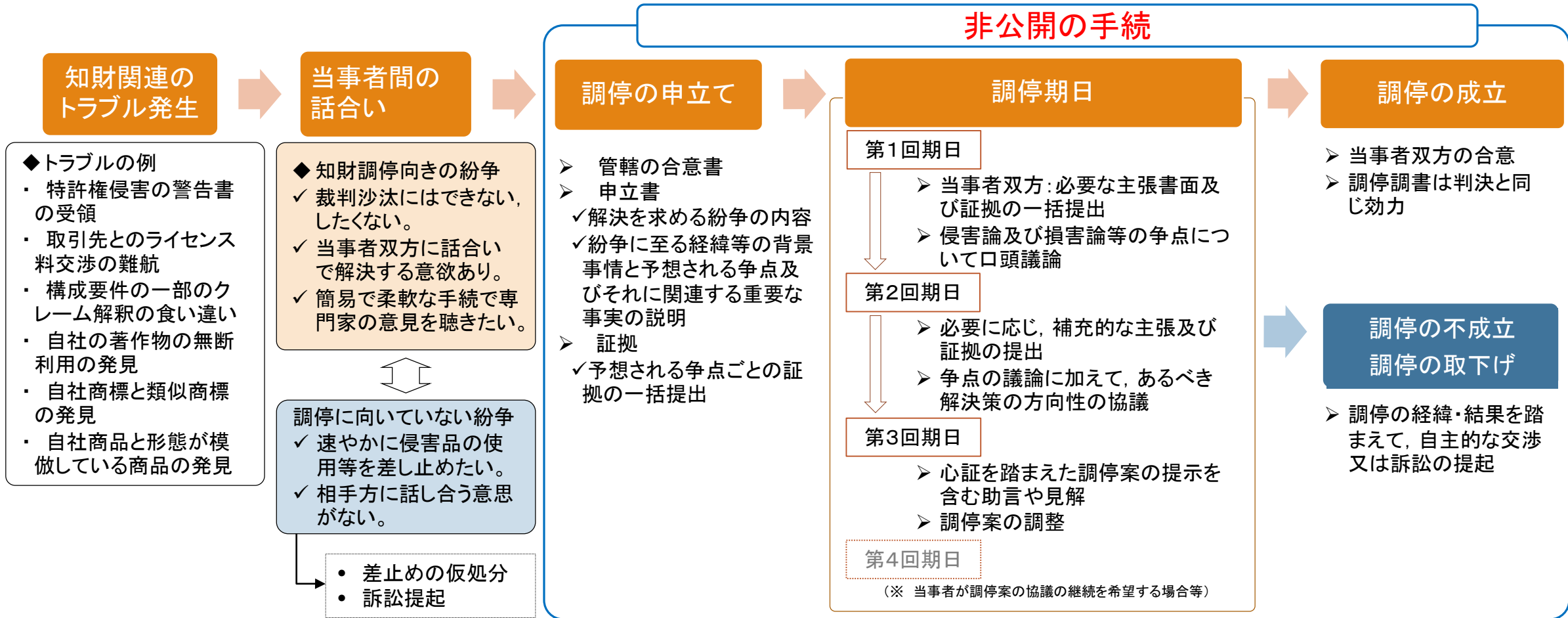
- 公開の法廷における審理
- 判決は原則として公開

申立手数料について

※民事訴訟の手数料の半額以下 (例: 訴額等が1億円の場合 訴え提起手数料・・・32万円 民事調停申立手数料・・・13万3000円)

※調停不成立の場合、2週間以内に訴訟を提起した場合、手数料の引き継ぎが可能

知財調停のイメージ



(参考) 知財調停の活用事例①

① 商標権 (類似商標の使用)

X社は、Y社の運営するオンラインショッピングサイトを通じて商品を販売していたが、Z社が自らの商標権をX社が侵害しているとY社に通告したため、Y社からアカウント停止の通知が来て、出品ができなくなった。X社は、同社の使用する標章はZ社の登録商標とは類似していないと繰り返し説明したが、アカウントは回復されず、商品を販売できない状況にある。X社としては、Z社に対する訴訟提起も考えているが、商品販売を一刻でも早く再開したいので、Y社とZ社を相手の調停を行い、裁判所から商標権侵害はしてないとの見解を得て、アカウント回復のための話し合いをしたい。

② 商標権 (先使用の抗弁)

商標権者X社から商標権侵害の主張がされているが、Y社としては類似の標章を先に使用しており、その地域では周知であると考えている。他方、X社は、周知性の要件は充足していないので、先使用権の抗弁は認められないと主張し、交渉が行き詰まっている。X社としては訴訟までは考えておらず、調停委員会の助言を得て紛争を円満に解決したいと考えている。

③ 著作権 (著作物の違法利用)

X社は、自己のホームページで商品の販売等をしていたところ、Y社がX社のホームページのデザインとよく似たホームページを立ち上げ、顧客の間に混同が生じている。Y社は著作権侵害を否定するが、X社としては、顧客に混同が生じない程度に、ホームページの修正を求めたいと考えている。

④ 著作権 (著作物の違法利用)

X社は、自社の著作物をY社がウェブサイトにて違法アップロードし収益を得ていたことを発見した。著作権侵害の点について当事者間に争いはないが、損害額の主張に大きな隔たりがある。Y社は、収益に関する資料を裁判所に開示するつもりはあるが、X社への開示は拒んでいる。

⑤ 不正競争 (営業秘密)

X社は、元従業員Yが競業他社のZ社に転職した際に、営業秘密を持ち出したとの疑いを持っている。X社としては、営業秘密を持ち出された証拠は乏しいものの、Yが持ち出した資料があればその返却を望んでおり、Z社としても自社の従業員が訴えられることは避けたいと思っており、非公開の手続で解決したいと考えている。

(参考)知財調停の活用事例②

⑥不正競争(形態模倣)

アパレル業を営むX社は、季節ものや流行ものの独自の衣服を取り扱っている。X社としては、自社の売れ筋商品の形態を模倣している商品が次々と出ているので、困っている。その中でも特に似ていて販売額も大きいY社については訴訟を提起する予定であるが、その他の会社については資力もなさそうなので話し合いを通じて販売の中止は求めたいと考えている。

⑦特許権(構成要件の充足)

中小企業のX社は、Y社から特許権侵害の通知を受けたが、取引関係があるため、製品の仕様変更をすることで訴訟を避けたい。そこで、X社は、Y社に対して仕様を変更する旨を具体的に伝えたが、Y社は仕様変更後の製品についても特許権侵害であると主張し、交渉が行き詰まっている。X社としては、Y社との間の継続的な取引を望んでいるので、訴訟によらずに紛争を解決したい。

⑧特許権(共同発明に係る特許の帰属)

X社は、取引先のY社と共同で製品開発をしていたところ、製品の開発に伴い、新たな発明が生まれ、その特許権は自己に帰属すると考えているが、Y社との間で主張が対立している。X社は、Y社との協力関係を維持したいと考えており、話し合いにより紛争を解決し、共同事業を継続したいと考えている。

⑨特許権(ライセンス交渉の援助)

X社は、Y社との間でライセンス料の交渉を続けてきた。X社としては、製品等の安定的な出荷のため、速やかに適正なライセンス料について、第三者の意見を聴いて、合意したいと考えている。

⑩特許権(ビジネスリスクの早期把握)

ベンチャー企業のX社は、人工知能に関する特許を得たことから、Y社との間で出資交渉をしていたところ、Y社から当該特許の無効リスクを指摘され、出資条件等の交渉が難航している。X社としては、無効リスクが低いと考えており、限られた時間と費用の中で、ビジネスリスクを客観的に把握し、交渉をまとめたいと考えている。